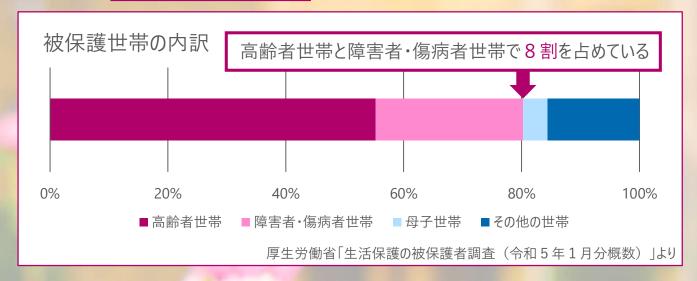
現 在、主だった自立支援事業としては、稼働年齢層に対する<u>就労支援しか</u>ありません。

そこで、高齢者・障害者層に対する新しい自立支援事業をご提案します。



社は北本市、桶川市、鴻巣市、新座市、和光市、坂戸市、東松山市と 多数の自治体から受託している、

生活保護被保護者の年金調査・支援に専門性のある<u>唯一の</u>社会保険労務士事務所です。

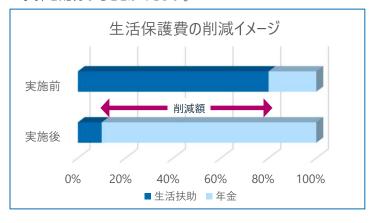
「消えた年金記録」・「合算対象期間」も含めた詳細調査を実施し、 新たな年金受給権を発生させ、申請代行することで生活保護費の 適正削減、ひいては自立支援に結びつけます。

芝 託した全自治体で、事業費を大きく超える削減を達成しています。 当事業で利用可能な補助金もございます(注)。 補助率は3/4ですが、国の財源には限りがあります。 ぜひ、この機会に当事業の実施を急ぎご検討ください!

# 実施メリット

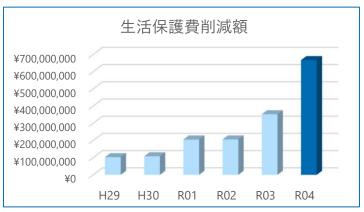
被保護者が適正に年金を申請すれば、その年金額の分だけ生活保護費を削減できます。

生活保護費を適正に削減できれば、他の必要な事業に予算を配分することができます。



すでに実施している自治体では、大幅に生活保護費を 適正削減しています。

令和4年度では、受託した全自治体で合計約6億6,600万円を削減し、健全な財政運営に寄与しています。



# 受 託 自 治 体

令和5年度は7福祉事務所より受託しています。

- < 令和 5 年度受託福祉事務所一覧 >
- ◆北本市福祉事務所
- (平成29年度から継続7年目)
- ◆桶川市福祉事務所
- (平成30年度から継続6年目)
- ◆鴻巣市福祉事務所
- (令和元年度から継続5年目)
- ◆新座市福祉事務所
- (令和3年度から継続3年目)
- ◆和光市福祉事務所
- ◆坂戸市福祉事務所
- ◆東松山市福祉事務所
- (令和4年度から継続2年目)
- (令和4年度から継続2年目)
- (今年度から事業開始)

### 支|援|例

弊社の専門性の高い調査により、第29条調査では発見できない事例を多数支援しました。その一部をご紹介します。

支援例1:遺族年金のみ受給者

- <支援前>
- ◆91歳女性
- ◆亡夫の遺族厚生年金37万円のみ受給
- ◆本人の年金加入記録無し
- <支援内容>
- ★消えた年金記録が合致(190月)
- ⇒35歳以降に180月以上加入していたため 中高年特例で55歳まで遡及
  - 2,600万円受給!

支援例 2: 脱退手当金受給者

- <支援前>
- ◆75歳女性
- ◆脱退手当金受給済
- ◆年金加入記録は120月未満
- <支援内容>
- ★消えた年金記録が合致
- ⇒婚姻期間等も合わせると合計300月以上 の加入期間があるため年金受給可能 脱退記録回復ののち、時効特例で遡及!

支援例3:勤務歴がある外国人

- <支援前>
- ◆20歳を過ぎてから日本に移住
- ◆日本で厚生年金保険加入歴あり
- ◆加入月数が足りず年金未受給
- <支援内容>
- ★外国人登録原票を取り寄せ、 海外在住期間を証明
- ⇒合算対象期間となり、厚生年金保険 記録と合わせ年金受給権発生!

※時効特例が入ると収入認定となり、生活保護からの自立に直接結びつきます。

## 事業価格

コース	年間費用	調査人数	年間削減金額
週4日	1,000万円+税	400人	7,000万円以上
週3日	800万円+税	300人	5,000万円以上
週2日	550万円+税	200人	3,000万円以上

- ◆週4回コース...大規模の地方自治体様向け
- ◆週3回コース...中規模の地方自治体様向け
- ◆週2回コース...比較的小規模の地方自治体様向け
- ◆オプションコース…週4日コースでも足りない場合、別途見積 ※補助金利用で、自治体様負担は年間費用の1/4です。 ※年金削減金額は、年金額+遡及額で計算致します。

#### お問い合わせはこちらから

社会保険労務士法人 For the others 代表/社会保険労務士 美原 将也

〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-23-5

- **3** 048-767-7684
- □ partnership@fortheothers.group
- https://fortheothers.group





HPはこちら